

## 健康食品やカニなどの送りつけ商法にご注意を！

### 事例

その1.「〇〇さんですか？健康食品の会社ですが、注文して頂いたグルコサミンを送ります」と電話があった。「注文していないですよ」というと、「確かに注文してもらっています。こちらの記録にあるので間違いありません」といって、電話をきられた。相手は私の住所や名前を知っており、不安だ。

その2.「以前利用してもらったカニの販売店ですが、今年もまた送らせてもらいます」と電話があった。カニを送ってもらったのは、もう10年以上前のことで最近注文していない。電話で断ったが商品が届いたらどうしたらよいか。

### 回答

こうした送りつけ商法の相談が複数寄せられています。年末年始の贈り物の時期になると、さらに被害が増えることが予想されます。業者は、何らかの名簿をもとに電話をして、強引に消費者の了解をとって商品を送ろうとします。どちらの事例もきっぱり断っているのですが、商品を送ってくる可能性は低いと思いますが、もし商品が届いたら、宅配業者に事情を話し、受け取り拒否してください。

その際、商品に貼ってある伝票の写真を撮って、業者名・電話番号・商品名などを残しておくといよいでしょう。

万一、商品を受け取ってしまった場合は、法的にはクーリング・オフが可能ですが、クーリング・オフを通知しても業者が返金を拒む場合があるので、代金引換の郵便物には注意してください。

### アドバイス

☆申込んだ覚えがなく、あるいは、商品を購入するつもりがなければきっぱりと断りましょう。一度断ったにもかかわらず、再度勧誘することは、法律で禁止されています。

☆頼んでもいないのに、代金引換配達などで一方的に商品を送られた場合は、受取拒否をしてください。

☆電話で断り切れずに了解し、商品が届いたが捨ててしまった、などの場合は返金を求めるのは難しいので、商品は保管の上、ご相談ください。

☆在宅時間の長い高齢の方がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲の皆様のご協力をお願いします。

困ったことがあれば一人で悩まず消費生活センターにお電話してください

※消費生活センターでは、皆さんのところへ出向いて「なわて出前講座」を行います。10人程のグループで申し込みますのでお気軽にお問い合わせください。（「なわて出前講座」については、秘書広報課へご連絡ください。）